

# 消費税転嫁対策特別措置法②

～平成 25 年 10 月 1 日から施行されます。(同法は、平成 29 年 3 月 31 日まで適用されます。)～

## 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

平成 26 年 4 月 1 日以降に供給する商品又は役務について、消費税の転嫁を拒む行為等が禁止されます。適用対象となる主な取引及び禁止される行為は以下のとおりです。

特定事業者 (買手)	特定供給事業者 (売手)
転嫁拒否等をする側 (規制対象)	転嫁拒否等をされる側
大規模小売事業者 (前事業年度売上 100 億以上等)	大規模小売事業者と継続的に取引を行っている事業者
右欄の事業者等と継続的に取引を行っている法人事業者	① 個人事業者 ② 人格のない社団等 ③ 資本金等の額が 3 億円以下である事業者

禁止される行為	具体例
① 減額	・本体価格に消費税額分を上乗せした額を商品の対価とする旨契約していたにもかかわらず、対価を支払う際に、消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合
② 買ったたき	・原材料費の低減等の状況の変化がない中で、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める行為
③ 商品購入、役務利用、利益提供の要請	消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、 ・取引先にディナーショーのチケットの購入、自社の宿泊施設の利用等を要請する場合 ・本体価格の引下げに応じなかった取引先に対し、毎年定期的に一定金額分購入してきた商品の購入金額を増やすよう要請する場合
④ 本体価格での交渉の拒否	・本体価格での交渉を申し出た際に、それを拒否する場合 ・特定供給事業者が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したところ、税込価格での見積書等を再提出させる場合
⑤ 報復行為	特定事業者は、消費税の転嫁拒否等の行為があるとして、特定供給事業者が公正取引委員会等はその事実を知らせたことを理由として、取引数量を減じたり、取引を停止したり、不利益な取り扱いをする場合

## 禁止行為に該当しない減額・買ったたき

- ・商品に瑕疵がある場や、納期に遅れた場合等、特定供給事業者の攻めに帰すべき理由により、相当と認められる金額の範囲内で対価の額を減じる場合
- ・大量発注、共同配送、共同購入などにより、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価格交渉の結果、コスト削減効果を対価に反映させる場合

## 禁止されている行為をした場合の罰則

- ・公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導、助言を行います。
- ・違反行為があると認められるときは、公正取引委員会が勧告を行い、その旨を公表します。